

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業宿泊料補助金交付要綱を次のように制定する。

令和7年6月1日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業宿泊料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の地域活性化及び全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子（以下この条及び次条第1号において「インターハイ」という。）開催に向けた機運醸成を図り、もって本市の復興の様子を全国の高校に広く発信することを目的に、市内でインターハイ出場直前の事前合宿を行う高等学校に対するいわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会男子開催支援事業宿泊料補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する合宿とする。

- (1) インターハイに出場するために当該大会に登録した選手（以下「登録選手」という。）が参加する事前合宿であること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による営業許可を受けた市内の宿泊施設を利用していること。
- (3) 利用する宿泊施設が次条に規定する補助対象者の所有するものでないこと。
- (4) 大会6日前から3日前までの期間に行う合宿であること。
- (5) 合宿1泊における宿泊者数は、登録選手である28人以下であること。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、112,000円を限度とし、合宿1日につき参加する登録選手数に1,000円を乗じて得た額とする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第4条第1項に規定する市長の定める期日は、補助対象事業を行おうとする日の10日前とする。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、合宿計画書（第1号様式）とする。

3 規則第4条第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する市長が定める軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更するものとする。

(実績報告及び添付書類等)

第8条 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊証明書（第2号様式）

(2) 宿泊施設の領収書の写し

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会開催支援事業

事前合宿計画書

記載責任者氏名

連絡先

都道府県名	
高等学校名	
チーム代表者	
所在地	
連絡先	
合宿期間 ※ <u>大会 6 日前から 3 日前 までの期間</u>	
宿泊する施設の名称	
延べ宿泊者数 ※ <u>1 泊あたり 28 人以下</u>	
合宿の目的及び内容	

第2号様式（第9条関係）

いわき市全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会開催支援事業
事前合宿宿泊証明書

高等学校名	
宿泊年月日	年 月 日から 年 月 日まで
延べ宿泊者数	人

上記のとおり宿泊があったことを証明します。

年 月 日

住 所

宿泊施設名

代表者職

代表者氏名

印